

○白糠町工場立地法準則条例附則第 3 項の規則で定める方法を定める規則

(平成 29 年 9 月 14 日規則第 18 号)

白糠町工場立地法準則条例(平成 29 年白糠町条例第 20 号)附則第 3 項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める表に規定する式のとおりとする。

- (1) 昭和 49 年 6 月 28 日に設置され、又は設置のための工事が行われていた工場等(以下「既存工場等」という。)が工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)第 4 条第 1 項の規定により公表された工場立地に関する準則(平成 10 年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号。以下「法準則」という。)別表第 1 の上欄に掲げる 1 の業種に属する場合 別表第 1
- (2) 既存工場等が法準則別表第 1 の上欄に掲げる 2 以上の業種に属する場合 別表第 2

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1

区域の範囲	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項 第 1 号の工業 地域	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ <p>ただし、</p> $\frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ <p>のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、$0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ <p>ただし、</p> $\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ <p>のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、$0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>

備考 この表において、次の各号に掲げる記号の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- (2) P 当該変更に係る生産施設の面積
- (3) γ 当該既存工場等が属する法準則別表第 1 の上欄に掲げる業種について
の同表の下欄に掲げる割合

- (4) G0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。第6号において同じ。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- (5) S 当該既存工場等の敷地面積
- (6) G1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- (7) E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積
- (8) E0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。次号において同じ。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
- (9) E1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

別表第2

区域の範囲	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ <p>のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、$0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ <p>のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、$0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>

備考 この表において、次の各号に掲げる記号の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) G、G0、S、G1、E、E0 及び E1 別表第1備考に規定する意義
- (2) n 当該既存工場等が属する業種の個数
- (3) Pj 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積
- (4) γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合